

札幌市物品・役務契約に係る入札等情報の公表に関する事務取扱要領

平成25年12月2日 財政局契約管理担当局長決裁
平成28年3月29日 一部改正
平成29年1月31日 一部改正
平成29年5月12日 一部改正
平成30年7月9日 一部改正

目次

- 第1章 総則（第1条―第2条）
- 第2章 公募手続き（第3条―第7条）
- 第3章 入札等結果の公表（第8条―第12条）
- 第4章 発注予定の公表（第13条）
- 第5章 公表期間（第14条）
- 第6章 補則（第15条―第16条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この要領は、札幌市（交通局、水道局及び病院局を除く。）が行う物品の購入等及び物品の修繕（札幌市会計規則（昭和39年規則第18号。以下「会計規則」という。）第122条第2項又は第4項に基づき契約管理課長へ請求する場合を除く。）並びに役務の調達に関して、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、入札・契約過程における公平性・透明性を高めるとともに、札幌市民への説明責任が全うされるよう、別に定めがあるもののほか、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札等情報の公表に関する事務の処理について必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この要領において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公募型指名競争入札 札幌市契約規則（平成4年規則第9号。以下「契約規則」という。）第3条第2項に規定する札幌市競争入札参加資格者名簿に登録されている者（以下「参加資格者」という。）の中から、あらかじめ入札参加を希望する者を公募し、それらの者の中から入札参加者を指名して行う指名競争入札をいう。
- (2) 企画競争 複数の者から提出を受けた実施方針・体制等に関する提案書類の良否を審査し、提案能力の優れた者を選ぶ方式（プロポーザル方式）及び複数の者から提出を受けた設計案の良否を審査し、優れた設計案を選ぶ方式（コンペ方式）をい

う。

- (3) 公募型企画競争 参加する者を公募する企画競争をいう。
- (4) 指名型企画競争 参加する者をあらかじめ指名する企画競争をいう。
- (5) 直接購入等 会計規則第 124 条第 2 項の規定により、課長等が自ら又は部庶務担当課長に請求して行う物品の購入等及び物品の修繕をいう。
- (6) 特定随意契約 札幌市物品・役務契約等事務取扱要領（平成 20 年 3 月 28 日財政局理事決裁。以下「事務取扱要領」という。）第 48 条第 1 項又は第 91 条第 1 項の規定に基づき特定者から見積書を徴した直接購入等又は役務契約をいう。
- (7) 入札等執行調書 入札等の結果を記載した調書をいう。
- (8) 参加者選考調書 事務取扱要領第 19 条、第 48 条第 2 項、第 90 条第 2 項第 1 号又は第 91 条第 2 項第 1 号の規定により作成した入札等の参加者の選考に関する事項を記載した調書をいう。
- (9) 告示 札幌市公告式条例（昭和 25 年条例第 34 号）第 4 条に規定される公告をいう。
- (10) 公告 告示以外の方法により、一般に公表し周知することをいう。
- (11) 調達契約 直接購入等又は役務の調達のため締結される契約をいう。
- (12) 特定調達契約 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）の適用を受ける調達契約をいう。
- (13) 入札期日 入札書（企画競争の場合にあっては提案書）の提出期限とした日をいう。

第 2 章 公募手続き

（一般競争入札の公募手続き）

第 3 条 契約規則第 4 条の告示及び事務取扱要領第 6 条の規定に基づく公告は、入札期日の 5 日前までに行うものとする。

2 前項の公告は、当該告示する内容その他必要な事項を、局ホームページ又は部ホームページ（以下「局ホームページ等」という。）及び契約管理課ホームページに掲載する方法により行うものとする。

（契約管理課ホームページへの掲載依頼）

第 4 条 課長等は、前条の公告をするときは、次に掲げる事項を記載した書面（様式 1）を契約管理課に提出するものとする。

- (1) 調達契約の名称
- (2) 調達契約の概要
- (3) 契約方法
- (4) 告示日
- (5) 事前書類提出期限日（事前に入札参加申請書、審査書類等の提出を求める場合に限る。）
- (6) 入札書提出期限日
- (7) 開札日
- (8) 問合せ先

2 単価で契約をする場合（長期継続契約により月額で契約する場合を含む。）における前項第1号の調達契約の名称には、単価又は月額で契約する旨を付記するものとする。（再度の入札における告示期間の短縮）

第5条 再度の一般競争入札（一般競争入札を実施した場合において、入札者若しくは落札者がいないため又は落札者が契約を締結しないため若しくは落札を取り消されたため、期日を改めて再度の一般競争入札を行うことをいう。）を実施する場合の公告は、第3条第1項の規定にかかわらず、入札期日の3日前までに短縮することができる。（入札の中止等）

第6条 事務取扱要領第16条第2項の規定等に基づく告示とともに行う公告は、局ホームページ等に掲載する方法により行うものとする。

（公募型指名競争入札及び公募型企画競争への準用）

第7条 公募型指名競争入札又は公募型企画競争における参加者の公募は、一般競争入札の例により行うものとする。

第3章 入札等結果の登録及び公表

（一般競争入札等における入札等執行調書の公表）

第8条 一般競争入札における開札の結果は、落札決定後（不調の場合にあっては開札後）、直ちに入札等執行調書を閲覧に供するとともに、速やかに局ホームページ等に掲載する方法により公表するものとする。

2 前項の規定は、公募型指名競争入札及び公募型企画競争の結果の公表に準用する。なお、その場合、入札等執行調書に加えて指名競争入札参加者選考調書（公募型企画競争の場合にあっては、当該企画競争の選考結果を記載した書類）を公表するものとする。

（その他の契約における入札等執行調書等の公表）

第9条 指名競争入札又は随意契約における開札等の結果は、前条第2項に基づき結果が公表されるものを除き、落札決定後（随意契約にあっては契約の相手方の決定後、不調の場合にあっては開札等の後）、直ちに入札等執行調書及び参加者選考調書（ただし、直接購入等における企画競争以外の随意契約及び役務契約における参加者選考調書を省略した随意契約にあっては、参加者選考調書を除く。）を閲覧に供する方法により公表するものとする。ただし、予定価格が10万円未満の場合にあっては、この限りでない。

2 指名競争入札及び予定価格が100万円を超える特定随意契約（物品の借受けにあっては予定価格が80万円を超えるもの。）の場合にあっては、前項の閲覧のほか、開札等の結果を速やかに局ホームページ等に一覧として掲載する方法により公表するものとする。ただし、前条第2項に基づき結果が公表された契約にあってはこの限りでない。

3 前項の一覧における掲載項目及び掲載書類は、別表1に定めるとおりとする。

4 前3項の規定について、企画競争の場合においては、参加者選考調書の公表に代えて、当該企画競争の選考結果を記載した書類を公表するものとする。

5 前4項の規定にかかわらず、第12条第1項ただし書の規定に該当する特定随意契約

にあつては入札等結果を公表しないことができる。

(契約結果情報の登録)

第10条 課長等は、競争入札の方法により契約が締結され、又は特定随意契約の方法により契約（第12条第1項に掲げる契約に限る。）が締結されたときは、速やかに当該契約に係る情報を契約基本システムに登録するものとする。

2 前項の登録に当たっては、別表2の契約区分欄に掲げる契約に応じ、同表の登録書類等欄に掲げる書類等を併せて登録するものとする。

(競争入札結果の公表)

第11条 課長等は、競争入札の方法（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の2第1項第8号を適用した場合を含む。）により契約が締結されたときは、次に掲げる事項を、契約管理課ホームページに掲載し公表するものとする。

- (1) 契約の名称
- (2) 契約の相手方
- (3) 単価（月額を含む。以下同じ。）で契約した場合はその旨
- (4) 契約金額
- (5) 契約方法
- (6) 被指名者数（指名競争入札の場合に限る。）
- (7) 契約締結日
- (8) 履行期間又は履行期限
- (9) 問合わせ先

2 単価で契約した場合における前項第4号の契約金額は、契約単価に予定数量又は総履行月数を乗じて得た額とする。

3 第1項の公表に際して、課長等は、契約管理課長に対して、契約管理課ホームページへの掲載を依頼するものとする。この場合においては、前条の登録をもって、契約管理課ホームページへの掲載を依頼したものとみなす。

(特定随意契約の結果の公表)

第12条 課長等は、次に掲げる契約が特定随意契約の方法（政令第167条の2第1項第8号を適用した場合を除く。）により締結されたときは、当該契約に関する事項を、契約管理課ホームページに掲載し公表するものとする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連するものその他の事由により契約に関する情報を秘密にする必要がある場合においては、この限りでない。

- (1) 予定価格が100万円を超える直接購入等（物品の借受けを除く。）
- (2) 予定価格が80万円を超える物品の借受け
- (3) 予定価格が100万円を超える役務契約

2 単価で契約した場合における前項各号の予定価格は、予定単価に予定数量又は予定総履行月数を乗じて得た額とする。

3 第1項の契約に関する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 契約の名称
- (2) 契約の相手方

- (3) 単価で契約した場合はその旨
 - (4) 契約金額
 - (5) 契約締結日
 - (6) 履行期間又は履行期限
 - (7) 特定随意契約によることとした理由（契約の相手方を特定した理由を含む。）及び根拠法令
 - (8) 問合せ先
- 4 前条第2項の規定は、前項第4号の契約金額について準用する。
- 5 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定に基づく特定随意契約にあつては、別に定める公表手続きを行うとともに、第1項の公表を行うものとする。
- 6 前条第3項の規定は、第1項の公表について準用する。

第4章 調達予定の公表

（調達予定の公表）

- 第13条 課長等は、次に掲げる役務等を競争入札の方法により調達する予定がある場合には、あらかじめ、その概要を、契約管理課ホームページに掲載する方法により公表するものとする。
- (1) 建物の清掃業務
 - (2) 建物の警備業務
 - (3) 建物のボイラー等設備運転・監視等業務（業務従事者が常駐して行うものに限る。）
 - (4) その他管財部長が必要と認めるもの
- 2 課長等は、前項各号に掲げるもの以外であつて、競争入札の方法により調達を予定するものがある場合には、同項の手続きによる公表を行うよう努めるものとする。
- 3 前2項の契約管理課ホームページに掲載する概要は、次に掲げる事項とする。この場合において、課長等は、契約管理課長からの依頼に基づき、当該事項を記載した書面（様式2）を提出するものとする。
- (1) 調達契約の名称
 - (2) 調達契約の概要
 - (3) 予定する履行期間又は履行期限
 - (4) 予定する契約方法
 - (5) 告示する予定日
 - (6) 問合せ先
- 4 前3項の規定にかかわらず、事務取扱要領第84条の2の規定等に基づき契約管理課にて競争入札を行う案件の公表にあつては、契約管理課にて別途公表手続きを行うことができるものとする。

第5章 公表期間

（公表期間）

- 第14条 この要領の規定に基づく公表は、少なくとも契約を締結した日の属する年度の

翌年度末まで行うものとする。

第6章 補則

(特定調達契約の公募手続き)

第15条 特定調達契約に係る一般競争入札における公告は、札幌市物品等及び特定役務の調達手続きの特例を定める規則（平成7年規則第79号）第5条の規定に基づく告示とともに行うものとし、札幌市契約公報発行規則（平成7年規則第81号）に基づいて発行される札幌市契約公報に登載するほか、この要領の規定に準じて局ホームページ等及び契約管理課ホームページにその旨を掲載するものとする。

(委任)

第16条 この要領の実施に関して必要な事項は、管財部長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成25年12月9日から施行する。
- 2 この要領の規定は、平成25年4月1日以後に締結した契約について適用する。ただし、この要領の施行の日前に、この要領と同様の手順で公表した契約に係る当該公表した事項については、この限りでない。

附 則

- 1 この要領は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第10条から第12条までの規定は、この要領の施行の日以後に締結した契約から適用する。
- 3 この要領の施行の日前に締結した契約に係る結果の公表については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 第8条から第12条までの規定は、この要領の施行の日以後に申し込みの誘引を開始した契約から適用する。ただし、この要領の施行の日前に、この要領と同様の手順で公表した契約に係る当該公表した事項については、この限りでない。
- 3 この要領の施行の日前に申し込みの誘引を開始した契約に係る結果の公表については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成29年7月1日から施行する。
- 2 第3条の規定は、この要領の施行の日以後に契約に係る手続きを開始するものにつ

いて適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要領の施行の日前に申し込みの誘引を開始した契約に係る結果の公表については、なお従前の例による。

別表1（第9条第3項関係）

項	項目	契約区分	掲載内容等
1	掲載項目	全ての契約	(1) 掲載日 (2) 調達契約件名 (3) 契約種類（※指名競争入札、特定随意契約、企画競争のいずれかを記載） (4) 落札等決定日 (5) 落札等業者名 (6) 落札等金額（※消費税及び地方消費税の額を含む。単価契約にあつては、決定した単価と予定数量を乗じて得た総額を記載）
2	掲載書類	指名競争入札、役務における特定随意契約及び直接購入等における特定随意契約のうち企画競争による契約	(1) 入札等執行調書 (2) 参加者選考調書（企画競争の場合は、選考結果を記載した書類）
		直接購入等における特定随意契約（企画競争を除く）	(1) 入札等執行調書

※ 入札等執行調書の掲載について

事務取扱要領第49条、第57条第2項、第91条第3項及び第93条の2第2項の規定に基づき見積書の徴取を省略した場合にあつては、入札等執行調書の掲載は不要。

※ 参加者選考調書の掲載について

事務取扱要領第91条第2項第2号及び第93条の2第2項の規定に基づき、参加者選考調書の作成を省略した時は、特定随意契約理由等を記載した書類を参加者選考調書に代えて掲載すること。

別表 2 (第 10 条第 2 項関係)

項	契約区分	登録書類等
1	全ての契約	(1) 仕様書 (2) 積算書 (3) 入札等執行調書 (4) 各局ホームページ等掲載ページの URL (※備考欄に記載)
2	役務契約における労働社会保険諸法令遵守状況確認実施方針(平成 26 年 2 月 12 日財政局契約管理担当局長決裁)の適用となる業務のうち、札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領(平成 24 年 1 月 11 日財政局理事決裁)第 3 条及び第 13 条に掲げる業務に係る契約	市有施設維持管理業務委託契約に係る運用方針(平成 25 年 1 月 22 日財政局契約管理担当局長決裁)別記 1 に掲げる以下の書類 (1) 業務費内訳書 (2) 業務従事者賃金支給計画書 (3) 社会保険料事業主負担分調書
3	地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 で規定する総合評価一般競争入札に付して締結した契約	(1) 落札者決定基準 (2) 落札者決定基準に係る詳細を記載した書類 (3) 評価結果を明らかにした書類
4	企画競争に付して締結した契約	札幌市役務契約に係る企画競争実施要領(平成 27 年 3 月 25 日財政局契約管理担当局長決裁)に定める以下の書類 (1) 第 4 条第 3 項第 1 号の提案説明書 (2) 第 4 条第 3 項第 2 号の評価項目(その詳細が記載された書類を含む) (3) 第 13 条第 2 項の選定結果を明らかにした書面
5	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号に基づく随意契約を締結した契約	(1) 備考欄に「8 号随契」と記載

※ 複数の契約区分に該当するときは、それぞれの区分に対応する書類を全て登録するものとする。

※ 事務取扱要領第 49 条、第 57 条第 2 項、第 91 条第 3 項及び第 93 条の 2 第 2 項の規定に基づき見積書の徴取を省略した場合であって、仕様書等の作成を要しなかった案件については、登録書類(上表 1-(4)URL は除く)の掲載は不要とする。